

# 平成30年7月豪雨により被災された方の介護保険料の減免制度について

広島市

平成30年7月豪雨により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

平成30年7月豪雨により被災された65歳以上の方は、申請により、介護保険料の減免が受けられる場合があります。これは、通常の減免制度とは異なり、国から特別に示された措置を踏まえて実施するものです。

詳しいことは、介護保険料 納入通知書を送付した区の健康長寿課介護保険係（東区は福祉課高齢介護係）へお問い合わせください。

## 1 減免の要件と減免内容

### ① 豪雨による災害により居住する住宅に著しい被害を受けた場合

減免を受けられる人	申請に必要なもの
次の要件に該当することが必要です。 1 市町村の機関が発行するり災証明書に「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」又は「床上浸水」と記載されていること	1 被保険者証又は介護保険料納入通知書 2 り災証明書 3 印鑑

【減免内容】 減免期間の保険料を免除

### ② 豪雨による災害により生計中心者が死亡した、障害者となった又は重篤な傷病を負った場合

減免を受けられる人	申請に必要なもの
次の要件に該当することが必要です。 1 豪雨による災害により生計中心者が死亡した、障害者となった又は重篤な傷病を負ったこと	1 被保険者証又は介護保険料納入通知書 2 死亡：死亡診断書 障害者：身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳 重篤な傷病：医師の診断書（災害のため傷病を患い、1か月以上の治療が必要なが記載されているもの） 3 印鑑

【減免内容】 減免期間の保険料を免除

### ③ 豪雨による災害により生計中心者が行方不明となった場合

減免を受けられる人	申請に必要なもの
次の要件に該当することが必要です。 1 豪雨による災害により生計中心者が行方不明となったこと	1 被保険者証又は介護保険料納入通知書 2 行方不明であることが確認できるもの 警察署長に提出した行方不明者に係る届出など 3 印鑑

【減免内容】 減免期間の保険料を免除

#### ④ 豪雨による災害により生計中心者の収入が減少した場合

(以下の2つの要件があります。いずれも該当する場合は減免額が大きくなるものを適用します。)

減免を受けられる人	申請に必要なもの
<p>&lt;要件1&gt; 次の全ての要件に該当することが必要です。</p> <p>1 豪雨による災害により生計中心者の平成30年の収入見込が平成29年収入の2分の1以下に減少していること（又は平成31年の収入見込が平成30年の収入見込の2分の1以下に減少）</p> <p>2 世帯全員の平成30年の収入見込月額が減免基準額の130%以下であること（収入の中には、非課税の遺族年金、障害年金、老齢福祉年金、雇用保険、仕送りなどを含みます。）</p>	<p>1 被保険者証又は介護保険料納入通知書</p> <p>2 被災したことがわかるもの 事業所のり災証明書など</p> <p>3 収入減少の原因がわかるもの 離職証明書、解雇通知書、休業・廃業に関する届出書など</p> <p>4 世帯全員の平成29年の収入と平成30年の収入見込を確認できるもの</p> <p>5 保険金及び損害賠償等により補填される金額を確認できるもの</p> <p>6 賃貸住宅の場合は、契約書、家賃の領収書</p> <p>7 印鑑</p>
<p>&lt;要件2&gt; 次の全ての要件に該当することが必要です。</p> <p>1 豪雨による災害により生計中心者の事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入（以下「事業収入等」という。）のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき額を除く）が平成29年中における当該事業収入等の額の10分の3以上であること</p> <p>2 生計中心者の平成29年中における合計所得金額のうち、事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が400万円以下であること</p>	

【減免内容】 <要件1> 第4段階から第13段階までの保険料の人は第3段階相当に減額  
第2段階又は第3段階の保険料の人は第1段階相当に減額

<要件2> 生計中心者の減少が見込まれる事業収入等に係る平成29年の所得金額と同年の合計所得金額をもとに、所定の算定式により算定します

## 2 減免期間と申請期限

【減免期間】 ①：災害の発生した日の属する月から12か月  
②から④：災害の発生した日の属する月から平成31年3月まで。  
※平成31年4月以降については、国の動向を踏まえ検討します。

【申請期限】 ①：災害の発生した日から12か月  
②から④：平成31年3月31日

### 【各区の問い合わせ・申請窓口】

区 分	所 在 地	電話番号等
中 区健康長寿課介護保険係	〒730-8565 広島市中区大手町四丁目1番1号 (大手町平和ビル内)	TEL 504-2478 (直通) FAX 504-2175
東 区福祉課高齢介護係	〒732-8510 広島市東区東蟹屋町9番34号 (東区総合福祉センター内)	TEL 568-7732 (直通) FAX 568-7781
南 区健康長寿課介護保険係	〒734-8523 広島市南区皆実町一丁目4番46号 (南区役所別館内)	TEL 250-4138 (直通) FAX 254-9184
西 区健康長寿課介護保険係	〒733-8535 広島市西区福島町二丁目24番1号 (西区地域福祉センター内)	TEL 294-6585 (直通) FAX 233-9621
安佐南区健康長寿課介護保険係	〒731-0194 広島市安佐南区中須一丁目38番13号 (安佐南区総合福祉センター内)	TEL 831-4943 (直通) FAX 870-2255
安佐北区健康長寿課介護保険係	〒731-0221 広島市安佐北区可部三丁目19番22号 (安佐北区総合福祉センター内)	TEL 819-0621 (直通) FAX 819-0602
安芸区健康長寿課介護保険係	〒736-8555 広島市安芸区船越南三丁目2番16号 (安芸区総合福祉センター内)	TEL 821-2823 (直通) FAX 821-2832
佐伯区健康長寿課介護保険係	〒731-5195 広島市佐伯区海老園一丁目4番5号 (佐伯区役所別館内)	TEL 943-9730 (直通) FAX 923-1611